

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 持分 20 分の 15 有限会社 澤田不動産
 熊本県熊本市上京塚町 1 番 24 号
 持分 20 分の 1 株式会社 関西シー・アイ・シー研究所
 大阪府八尾市志紀町南三丁目 111 番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所
 土地所有者株式会社関西シー・アイ・シー研究所持分（持分 20 分の 1）に対する根抵当権者
 株式会社 肥後銀行
 熊本県熊本市練兵町 1 番地
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 14 年 10 月 28 日

熊本県収用委員会公告第 18 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
 平成 14 年 11 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 熊 本 県
 上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 事業の種類 一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 所在 熊本県熊本市保田窪四丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		決定した面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実 測	
1048 番 87	公衆用 道路	宅地	4.36	4.36	4.36
1048 番 76	公衆用 道路	宅地	17	17.61	17.61

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 (1) 熊本県熊本市保田窪四丁目 1048 番 87
 持分 60 分の 17 有限会社 澤田不動産
 熊本県熊本市上京塚町 1 番 24 号
 (2) 熊本県熊本市保田窪四丁目 1048 番 76
 持分 60 分の 16 有限会社 澤田不動産
 熊本県熊本市上京塚町 1 番 24 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所
 な し
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 14 年 10 月 28 日

熊本県収用委員会公告第 19 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
 平成 14 年 11 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 熊 本 県
 上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 事業の種類 一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 所在 熊本県熊本市保田窪四丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		決定した面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実 測	
1048 番 90	宅地	宅地	18.04	18.04	18.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 有限会社 澤田不動産
 熊本県熊本市上京塚町 1 番 24 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所

6 抵当権者 登記名義人（亡）中村千秋
上記相続人 中村千泉
熊本県熊本市上熊本一丁目9番43-409番
6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成14年10月28日

熊本県収用委員会公告第20号

公 示 に よ る 通 知
熊本県熊本市保田窪四丁目1048番14の土地所有者
氏名 澤田哲哉（持分40分の1）
住所 居所不明ただし住民票上の住所
大阪府東大阪市衣摺一丁目3番28号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成14年10月31日付け熊収第246号の書面（一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）の土地収用案件に係る審理開始通知書）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成14年11月21日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成14年11月8日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

